

全国精神衛生連絡協議会



昭和63年3月

会報14号

目

次

全国精神衛生連絡協議会総会の報告	2
全国精神保健主管課長会議（厚生省）の概要	4
1980年代初頭まで10年間のヨーロッパの精神科医療サービスの数値的変遷について	20

全国精神衛生連絡協議会総会の報告

昭和62年度の全国精神衛生連絡協議会の総会が62年11月5日(休)、京都市で行われた第35回精神保健全国大会の行事の一環として開催された。総会に先だって理事会審議があり、総会には29都府県55名の参集を得て盛会裡に滞りなく終了した。

高臣会長の挨拶があり、赤坂裕三京都府衛生部長の祝辞をいただいた後、議長に地元京都の精神衛生協会常任理事の中根冬雄氏を選任し議事に入った。

昭和61年度事業報告・収入決算、その他62年度事業計画等の議案の審議が行われ原案どおり承認され、最後に新旧会長の挨拶がありめでたく閉会した。なお、議決された案件は次のとおりである。

1 昭和61年度 事業報告

- (1) 総会の開催 (61. 10. 22 青森市)
- (2) 理事会及び常務理事会の開催
理 事 会 (61. 10. 22 青森市)
常務理事会 (61. 9. 3 東京都)
- (3) 精神衛生懇話会の開催
(61. 10. 22 青森市)

講師 国立精神・神経センター精神保健研究所
精神保健計画部長 岡上 和雄

- (4) 精神保健全国大会への参加
(61. 10. 23 青森市)
- (5) 「地方精神衛生」誌の発行、配布 (第6号)
- (6) 会報の発行、配布 (第11号、第12号)
- (7) 各協(議)会機関誌の収集及び広報活動
- (8) その他

2 昭和61年度 収支決算

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
会 費	860,000	43協会分	諸 謝 金	30,000	
雑 収 入	799	預金利息	旅 費	140,640	
前年度より繰越金	31,313		需 要 費	561,824	印刷費他
			負 担 金	100,000	連盟会費等
			小 計	832,464	
			翌年度への繰越金	59,648	
計	892,112		計	892,112	

3 昭和62年度 事業計画

- (1) 総会の開催 (62. 11. 5 京都市)
- (2) 理事会及び常務理事会の開催
- (3) 精神保健全国大会への参加、
(62. 11. 6 京都市)
- (4) 精神衛生懇話会の開催
- (5) 「地方精神衛生」誌の発行、配布 (第7号)
- (6) 会報の発行、配布 (第13、14号)
- (7) 各協(議)会機関誌の収集及び広報活動
- (8) その他

4 昭和62年度 収支予算

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
会 費	880,000	44協会分	諸 謝 金	20,000	総会
雑 収 入	40,800	預金利息	旅 費	193,830	
前年度より繰越金	59,648	広告料収入	需 要 費	645,500	印刷費他
			負 担 金	100,000	連盟会費等
			小 計	959,330	
			予 備 費	21,118	
計	980,448		計	980,448	

5 昭和63年度 事業計画

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会及び常務理事会の開催
- (3) 精神保健全国大会への参加
- (4) 精神衛生懇話会の開催
- (5) 「地方精神衛生」誌の発行、配布 (第8号)
- (6) 会報の発行、配布 (第15、16号)
- (7) 各協(議)会機関誌の収集及び広報活動
- (8) その他

7 役員の一部改選

会 長 藤 縄 昭 国立精神・神経センター
精神保健研究所長
顧 問 高 臣 武 史 前会長

8 規約の一部改正

当会の事務局が国立精神衛生研究所の組織改正により次のように変更になった。
規約 第3条 事務所
国立精神・神経センター精神保健研究所

6 昭和63年度 収支見積

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
会 費	880,000	44協会分	諸 謝 金	40,000	総会、懇話会
雑 収 入	60,800	預金利息	旅 費	180,000	
前年度より繰越金	21,118	広告料収入	需 要 費	626,000	印刷費他
			負 担 金	100,000	連盟会費等
			小 計	946,000	
			予 備 費	15,918	
計	961,918		計	961,918	

なお、総会において京都府衛生部長より頂戴いたしました祝辞を掲載させていただきます。

昭和63年度全国精神衛生連絡協議会総会が京都府において開催されるにあたり一言ごあいさつを申し上げます。

当協議会は、日ごろから精神衛生思想の普及、啓発のため御活躍くださいまして厚く御礼申し上げます。

また本日御参集の先生方におかれましては日頃精神保健の推進に努められていることに対し心より感謝と敬意を表する次第であります。

御承知のとおり社会が複雑多様化し、また高齢化が急速に進行していることとあわせて少年期の登校拒否やいじめ、覚せい剤中毒、アルコール依存症の増加、老人性痴呆への対応など子供から大人に至るまで心の健康の諸問題が大きな課題となってきております。

これらの問題を解決してゆくためには、国や府、県はもちろん精神保健に従事する関係者が力を合わせて地域精神保健の諸施策をすすめるなければなりません、何よりも国民一人ひとりが心の健康に関心を持ち、すこやかに生きる努力をしていただくことが重要であろうと存じます。

本日お集まりの皆様方は全国各地におかれて、心の健康の大切さを地域住民の中にいろいろな取り組みを通じて普及、啓発していただいております。今日の精神保健対策の中でもっとも大切な分野において御活躍いただいております。

不幸にして精神に障害をもった方たちの治療や社会復帰対策につきましては、大きな力を注いでいかなければならないと存じておりますが、やはり予防にまさる治療はないわけでありま
すから、これからもますます皆様方の御活躍が期待されるところでございます。

また、京都府におきましても、村上先生をはじめ、京都の協会の皆様方がねばり強く地域社会への精神衛生思想の普及活動を行っていただくとともに、私ども行政への御指導、御協力も願っており、感謝に絶えない次第でございます。

あすは「二十一世紀へ向けての心の健康づくり」をテーマにして第35回精神保健全国大会が開催されるところでありますが精神衛生法が改正され、精神保健がひとつの転機を迎えた今日、関係者が力を合わせ、展望をもった精神保健対策をすすめるべき時期であろうと存じます。

本日の総会におかれまして十分御協議され今後の精神保健対策に反映していただくことをお願いしてやまない次第であります。

最後に皆様方の御健勝と本協議会のますますの御発展をお祈り申し上げましてごあいさついたします。

昭和62年11月5日

京都府衛生部長
赤坂裕三

全国精神保健主管課長会議の概要

厚生省では、2月18日(木)に各都道府県政令市の精神保健主管課長会議を開催しましたが、その主な議題と資料を掲載し参考に供します。

議 題

- 1 精神保健法の施行について
- 2 昭和63年度精神保健関係予算(案)について
- 3 精神障害者の社会復帰について
- 4 痴呆性老人対策について
- 5 精神保健研究所における研修事業について

資 料

1. 昭和63年度精神保健関係予算(案)について

事 項	前年度予算額	昭和63年度予算額	備 考
	千円	千円	
(項) 精神衛生費	57,907,386	52,709,455	
(目) 精神障害者措置入院費等 負担金	43,506,783	36,798,441	1 補助先、補助率 都道府県 7/10 2 医療費単価 年額2,733,192円
(目) 精神保健対策費等補助金	14,400,603	15,911,014	
(1) 通院医療費	12,524,321	13,853,103	1 補助先 都道府県 2 公費負担率 1/2 3 補助率 1/2 4 医療費単価 月額18,127円
(2) 同意入院費	1,208,034	1,131,850	補助先、補助率 沖縄県 8/10
(3) 精神医療適正化対策費 〔公費負担医療費適正化対策費 を名称変更〕	185,963	206,120	補助先、補助率 都道府県 1/2 ⑧ 医療保護患者病状審査費 等
(4) 精神保健センター運営費等 補助金	482,285	719,941	
ア 精神保健センター運営費	107,657	116,393	1 補助先、補助率 都道府県 1/3 2 特定相談事業 43カ所(酒害、思春期) 3 デイ・ケア事業 26カ所 4 精神衛生業務従事者研修事 業
イ 精神障害者社会復帰施設 等運営費	148,103	304,742	
ロ 精神科デイ・ケア施設	104,884	27,088	1 補助先、補助率 地方公共団体 1/2 2 箇所数 14カ所 (1) 70人定員型 4カ所 (2) 60人定員型 10カ所

事 項	前年度予算額	昭和63年度予算額	備 考
			3 補助額
			(1) 70人定員型 (1カ所当り) 2,340千円
			(2) 60人定員型 (1カ所当り) 1,773千円
(イ) 精神障害者援護寮	43,219	128,882	1 補助先、補助率 ・都道府県 1/2 ・市町村 } ・公的医療 (国1/2、都道府 機関 } 県1/4市町村等 ・非営利法 1/4) 人 }
			2. 箇所数
			(1) 適応施設型 1カ所
			(2) デイ・ケア施設併設型 4カ所
			3 補助額
			(1) 適応施設型 (1カ所当り) 43,953千円
			(2) デイ・ケア施設併設型 (1カ所当り) 21,232千円
⑨ (ウ) 精神障害者福祉ホーム	0	33,976	1 補助先、補助率 ・都道府県 1/2 ・市町村 } ・公的医療 (国1/2、都道府 機関 } 県1/4市町村等 ・非営利法 1/4) 人 }
			2 箇所数 31カ所
			3 補助額 (1カ所当り) 1,096千円
⑨ (エ) 精神障害者通所授産施設	0	87,426	1 補助先、補助率 ・都道府県 1/2

事 項	前年度予算額	昭和63年度予算額	備 考
			・市町村 } ・公的医療 (国1/2、都道府 機関 } 県1/4市町村等 ・非営利法 1/4) 人 }
			2 箇所数 12カ所
			3 補助額 (1カ所当り) 7,286千円
⑨ (オ) 精神科救急医療施設	0	27,370	1 補助先、補助率 都道府県 1/3 都道府県知事が指定した精神病 院の設置者 (国1/3、都道府県1/3、 設置者1/3)
			2 箇所数 47カ所
			3 補助額 (1カ所当り) 582千円
ウ 通院患者リハビリテーシ ョン費	192,925	231,606	1 補助先、補助率 都道府県 1/2
			2 事業所数 570事業所
			3 対象者 1事業所 1.6人
			4 1日当り奨励金 2,000円
エ 精神障害者小規模作業所 運営助成費	33,600	67,200	1 補助先、補助率 (助全国精神障害者家族会連 合会、定額
			2 箇所数 96カ所
			3 補助額 (1カ所当り) 700千円
(項) 保健衛生諸費			
優生手術費交付金	1,312	1,312	補助先、補助率 都道府県 10/10
(項) 厚生本省	29,550	31,126	
1 精神衛生等対策費	17,255	31,126	
(1) 精神衛生指導費	1,369	1,369	
(2) 精神衛生相談員資格取得 講習会費	1,107	1,107	

事 項	前年度予算額	昭和63年度予算額	備 考
(3) 精神障害者等保健指導指針策定費	1,206	1,206	
(4) 優生保護対策費	1,460	1,460	
(5) 覚せい剤慢性中毒者対策費	3,253	3,253	
(6) 老人精神保健対策費	4,899	4,899	
(7) 痴呆性老人保健医療指導推進費	3,961	6,847	痴呆性老人保健医療指導者研修の実施 2カ所
⑧(8) 適正医療と処遇等対策検討費	0	4,297	
⑧(9) 精神保健推進のための地域ネットワークづくり検討費	0	5,925	調査箇所 4カ所
⑧(10) 精神病院調査指導費	0	763	
2 保健医療行政特別対策費 痴呆性老人総合対策検討費	6,749	0	
3 精神衛生法の改正に要する経費	5,546	0	
課 計	57,938,248	52,741,893	
〔保健医療局企画課計上分〕			
(項) 保健衛生施設整備費			
保健衛生施設等施設整備費補助	6,132,500	8,454,500	
精神病院等施設整備費	—	—	1 精神病院施設 補助先、補助率 ・地方公共団体 1/2 ・非営利法人 1/3 ⑧ 痴呆性老人専門治療病棟 2 精神保健センター施設 補助先、補助率 ・都道府県 1/2

事 項	前年度予算額	昭和63年度予算額	備 考
			3 精神科デイ・ケア施設 補助先、補助率 ・地方公共団体 1/2 ・非営利法人 1/3 ⑧ 痴呆性老人デイ・ケア施設 4 精神障害者援護寮施設 5 精神障害者福祉ホーム施設 6 精神障害者通所授産施設 補助先、補助率 ・都道府県 1/2 ・市町村 ・公的医療 機関 (国1/2、都道府県1/4市町村等 ・非営利法人 1/4)
(項) 保健衛生諸費			
保健衛生施設等設備整備費補助	659,432	659,432	
精神病院等設備整備	—	—	1 精神病院設備 ⑧ 痴呆性老人専門治療病棟施設設備 2 精神保健センター設備 3 精神科デイ・ケア施設設備 補助先、補助率 ・地方公共団体 1/2 ⑧ 痴呆性老人デイ・ケア施設設備 4 精神障害者援護寮設備 5 精神障害者福祉ホーム施設設備 6 精神障害者通所授産施設設備

事 項	前年度予算額	昭和63年度予算額	備 考
他部局計上分 〔健康政策局計画課計上分〕			
(項) 保健衛生諸費	729,117	1,032,940	補助先、補助率 ・都道府県 1/2 ・市町村 ・公的医療機関 (国1/2、都道府県1/4市町村等) ・非営利法人 1/4) ⑦ 精神科救急車 補助先、補助率 ・都道府県 1/3
1 保健所業務費補助金			
精神衛生対策費 (4号経費)	260,133	282,755	1 補助先、補助率 都道府県、政令市、特別区 39.8/100 2 社会復帰相談指導事業実施 保健所 595カ所 3 デイ・ケア事業実施保健所 20カ所
2 保健所運営費交付金	468,984	750,185	
(1) 精神衛生従事者の確保	214,023	431,184	1 補助先、補助率 都道府県、政令市、特別区 定額 2 精神衛生相談員 ・老人分 324人 ・社会復帰分 104人 (12/12月分)
(2) 老人精神衛生相談事業費	254,961	319,001	1 補助先、補助率 都道府県、政令市、特別区 定額 2 老人精神衛生相談事業実施 保健所 533カ所

事 項	前年度予算額	昭和63年度予算額	備 考
〔大臣官房総務課ライフサイエ ンス室 計上分〕 (項) 科学研究費 厚生科学研究費補助金	58,000	216,000	1 精神保健医療研究費 63,000千円 補助先 研究班 ⑧ 2 痴呆疾患対策調査研究 費 153,000千円 補助先 研究班 3 在宅ケアに関する研究 0千円
〔社会保険庁 計上分〕 健康づくり啓蒙事業委託費 (精神保健課関係)	34,577	33,194	委託先 健康・体力づくり事業財団 1 精神保健思想普及費 3,702千円 2 精神病院技術職員等研修費 4,128千円 3 アルコール中毒対策活動費 4,640千円 4 酒害予防対策検討費 2,064千円 5 酒害予防思想普及費 8,192千円 6 アルコール中毒臨床医等研 修費 6,340千円 7 アルコール中毒等調査研究 費 4,128千円
2 精神障害者社会復帰施設の設置等に必要資金の融資			社会福祉・医療事業団
融資条件 (医療勘定)			
	融 資 条 件		備 考
貸付けの相手方	民法法人 医療法人 等		

	融 資 条 件		備 考
貸 付 利 率	年 4.5% (ただし、設置・整備資金については、2年以内の期間無利子とすることができる。)		
貸 付 限 度 額	新築・増改築資金	4億円まで	
	【土地取得資金】	3億円まで	
	機械購入資金	7,500万円まで	
	長期運転資金	1,500万円まで	
	※所要額の80%の範囲内		
償 還 期 間	新 築 資 金	耐 火 25年以内 その他 20年以内	
	増 改 築 資 金	耐 火 20年以内 その他 15年以内	
	機械購入資金	5年以内	
	長期運転資金	3年以内	
据 置 期 間	新築・増改築資金	2年以内	
	機械購入資金	6月以内	
	長期運転資金	6月以内	
その 他 の 条 件	(償還方法、担保等)		

融資条件（福祉勘定）

	融 資 条 件		備 考
貸付けの相手方	社会福祉法人 日本赤十字社		
貸 付 利 率	年 4.5% (ただし、設置・整備資金については、2年以内の期間無利子とすることができる。)		
貸 付 限 度 額	次の1または2により算出した金額のうち、いずれか低い額の範囲内 1 事業団の定めた基準事業費の100分の75 2 担保評価額の100分の70		
償 還 期 間	建 築 資 金	耐 火 20年以内 その他 15年以内	
	設備備品整備資金	15年以内	
	土地取得資金	20年以内	
	運 営 資 金	3年以内	
据 置 期 間	なし		
その 他 の 条 件	(償還方法、担保等)		

3 精神障害者社会復帰施設設置運営要綱

総 則

第1 基本的事項

1 趣 旨

精神障害者(精神薄弱者を除く。以下同じ。)の社会復帰・社会参加の促進を図るため設置する精神障害者社会復帰施設(以下「社会復帰施設」という。)の設置及び運営は、この要綱の定めるところによる。

2 基本理念

社会復帰施設は、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を図るため設置するものであることに鑑み、適切な構造・設備を備えて良好な環境を確保するとともに、利用者の適切な処遇に資するため、精神障害者の社会復帰に関する業務に熱意及び能力を有する職員をもって運営されなければならない。

第2 具体的事項

1 設置及び運営主体

社会復帰施設の設置主体及び運営主体は、都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者とする。

2 利用の方法

社会復帰施設の利用は、利用者和社会復帰施設の長又は運営主体の長との契約によるものとする。

なお、契約に当たって社会復帰施設の長又は運営主体の長は、利用希望者から医師の意見書を求めるなどにより、当該者が施設の利用対象者として適当であることを十分確認のうえ契約に応ずるものとする。

3 利用者の負担

(1) 利用者は、施設の維持管理等に必要な経費として経営主体が定めた利用料を負担するものとする。

(2) 飲食物費、日用品費、光熱水料等利用者個人にかかる費用は、その実費を利用者の

負担とする。

4 構造の一般原則

(1) 社会復帰施設の構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び安全に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

(2) 社会復帰施設は、消火設備その他非常災害に備えるため必要な設備を設けなければならない。

(3) 社会復帰施設の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する簡易耐火建築物とする。

5 職員の専従

社会復帰施設の職員(顧問医を除く。)は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。

6 顧 問 医

(1) 顧問医は、精神科の治療に相当の経験を有する者をもって充てなければならない。

(2) 顧問医は、社会復帰施設の長と連絡を密にし、入居者の状況を把握しておくよう、努めなければならない。

7 報告業務

社会復帰施設の長は、社会復帰施設の利用について、毎年6月30日現在の状況を、別に定める様式により、社会復帰施設の所在地を管轄する保健所長に報告しなければならない。

8 管理規程等の整備

(1) 社会復帰施設の長は、利用料及び利用者が守るべき規律等を明示した管理規程を定め、利用者に周知しておかなければならない。

(2) 社会復帰施設の長は、設備、会計に関する帳簿及び利用者に関する記録を整備しておかなければならない。

9 経費の補助

国は、地方公共団体又は非営利法人が設置する社会復帰施設の整備又は運営に要する経費について、別に定める国庫補助交付基準により補助するものとする。

第3 その他

社会復帰施設は、地域の実情等に応じて個別事項に掲げる施設を組み合わせることで整備することができる。

個別事項

第1 精神障害者援護寮

1 設置の目的

精神障害者援護寮(以下「援護寮」という。)は、回復途上にある精神障害者に居室その他の設備を一定期間利用させることにより、生活の場を与えるとともに、精神障害者の社会復帰に関する専門的知識をもった職員により生活の指導等を行い、もってその自立への促進を図ることを目的とする。

2 利用対象者

援護寮の利用対象者は、入院医療の必要はないが精神障害のため独立して日常生活を営むことが困難と見込まれる者であって、かつ、社会復帰を希望する者のうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 共同生活を営める程度の者
- (2) 精神科デイ・ケア施設、精神障害者通所授産施設及び精神障害者小規模作業所等に通える程度の者

3 定員

援護寮の定員は、おおむね20人とする。

4 利用期間

援護寮の利用期間は、2年以内を原則とする。ただし、援護寮の長は、顧問医の意見を聴いた結果、利用期間の延長が真に止むを得ないものと認める場合には、1年を超えない範囲内で利用期間を延長することができる

ものとする。

5 構造・設備

(1) 援護寮の建物の面積は、原則として入居者1人につき14.9㎡以上とすること。

(2) 援護寮に必要な設備は、次のとおりとする。

- ア 居室
- イ 相談・指導室
- ウ 静養室
- エ 食堂(調理コーナーを設けること。)
- オ 娯楽室(食堂と兼ねることができる。)

- カ 浴室
- キ 洗面所
- ク 便所
- ケ 事務室

(3) 前項に掲げる設備については、次のとおりとする。

- 居室
一室の定員は4人以下とし、入居者1人当たりの居室の床面積は収納設備等を除き4.4㎡以上とすること。

6 職員

(1) 援護寮には、次の職員を置くものとする。

- ア 施設長 1名
- イ 精神科ソーシャル・ワーカー 1名
- ウ 専任職員 2名
- エ 顧問医 1名

(2) 施設長は、精神保健に関する業務に5年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者であって、援護寮を適切に管理運営する能力がある者を充てるものとする。

7 援護寮の運営

(1) 指導等の内容

- ア 生活技術(掃除、洗濯等)の習得のために必要な助言、指導
- イ 対人関係についての助言、指導
- ウ 通院等に対する助言

エ 金銭の使途の指導

オ 余暇の活用の指導

カ 作業訓練に対する助言、指導

キ 就労についての助言、指導

ク その他独立自活を行うために必要な指導等

(2) 関係機関との連絡

施設長は、入居者本人の意向を尊重しつつ、関係機関と必要に応じ連絡をとり、入居者に対する指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

8 給食

援護寮においては、入居者の必要に応じて給食業務を行うことができるものとする。

9 非常災害対策

施設長は、非常災害に備えるため、防災、避難等に関する具体的計画を立てるとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。

第2 精神障害者福祉ホーム

1 設置の目的

精神障害者福祉ホーム(以下「福祉ホーム」という。)は、一定程度の自活能力のある精神障害者であって、家庭環境、住宅事情等の理由により住宅の確保が困難な者に対し、一定期間利用させることにより生活の場を与えるとともに必要な指導等を行い、もって社会参加の促進を図ることを目的とする。

2 利用対象者

福祉ホームの利用対象者は、家庭環境、住宅事情等の理由により住居の確保が困難であるため、現に住居を求めている精神障害者であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 日常生活において介助を必要としない程度に生活習慣が確立している者
- (2) 継続して就労できる見込みがある者

3 定員

福祉ホームの定員は、おおむね10人とする。

4 利用期間

福祉ホームの利用期間は、2年以内を原則とする。ただし、運営主体の長は、顧問医の意見を聴いた結果、利用期間の延長が真に止むを得ないものと認める場合には、1年を超えない範囲内で利用期間を延長することができるものとする。

5 構造・設備

(1) 福祉ホームの建物面積は、原則として入居者1人につき23.3㎡以上とすること。

(2) 福祉ホームに必要な設備は、次のとおりとする。

- ア 居室
- イ 娯楽室
- ウ 調理室
- エ 浴室
- オ 洗面所
- カ 便所
- キ 管理人室

(3) 前項に掲げる設備については、次のとおりとする。

ア 居室
原則として1人部屋とし、入居者1人当たりを居室の床面積は収納設備、調理設備等を除き6.6㎡以上とすること。

イ 調理室
調理室は、居室に調理設備を設ける場合には、入居者共同の設備として設けなければならないことができること。

6 職員

- (1) 福祉ホームには、管理人1名及び顧問医1名を置くものとする。
- (2) 管理人は、福祉ホームを適切に管理運営する能力がある者を充てるものとする。

7 管理人の業務等

(1) 管理人は、施設の管理並びに入居者の日常生活に関する相談、助言及び保健所等関

係機関への連絡業務のほか、入居者が独立して生活できるよう住居、就労等について相談、助言を行う。

(2) 入居者が疾病等により生活に困難を生じる虞がある場合には、入居者本人の意向を尊重しつつ、顧問医、関係機関と速やかに連絡をとるなど、入居者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行わなければならない。

(3) 入居者の食事は、原則として自炊によるものとし、その他の日常生活も原則として入居者自身で処理するものとするが、入居者が一時的に援助を希望する場合には、管理人はその援助を行うことができるものとする。

第3 精神障害者通所授産施設

1 設置の目的

精神障害者通所授産施設(以下「授産施設」という。)は、相当程度の作業能力を有する精神障害者に利用させて、必要な訓練を行い、その自活を促進するための指導を行うことを目的とする。

2 利用対象者

授産施設の利用対象者は、雇用されることが困難な精神障害者であって、かつ、将来就労を希望する者とする。

3 定員

授産施設の定員は、20人以上とする。

4 利用期間

授産施設の利用期間は、利用者各人の作業能力等を勘案して当該施設において適宜決定すること。

5 構造・設備

(1) 授産施設の建物は、通所者に対する訓練指導に支障がない広さを確保すること。

(2) 授産施設に必要な設備は、次のとおりとする。

ア 事務室

イ 食堂

ウ 作業室又は作業場

エ 静養室

オ 集会所(食堂と兼ねることができる。)

カ 洗面所

キ 便所

(3) 前項に掲げる設備については、次のとおりとする。

作業室又は作業場

通所者が安全に作業に従事できるよう必要な設備を設けること。

6 職員

(1) 授産施設には、次の職員を置くものとする。

ア 施設長 1名

イ 作業療法士 1名以上

ウ 精神科ソーシャル・ワーカー 1名以上

エ 専任職員 1名以上

オ 顧問医 1名

(2) 前項のイからエに掲げる職員は、定員29名までは各1名とし、30名を超えて10名を増すごとにこれに加えてイからエに掲げる職員いずれか1名を置くものとする。

(3) 施設長は、精神保健に関する業務に5年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者であって、授産施設を適切に管理運営する能力がある者を充てるものとする。

7 授産施設の運営等

(1) 授産施設における訓練種目は、地域の実情、製品の需給状況等を考慮して選定するものとする。

(2) 施設長は、通所者に対し、各人の状態、作業能力等を十分勘案して適切な処遇を行うものとする。

(3) 施設長は、通所者本人の意向を尊重しつ

つ、関係機関と必要に応じ連絡をとり、通所者に対する訓練指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

(4) 作業収入

授産施設においては、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として通所者に支払うものとする。

8 給食

授産施設においては、通所者の必要に応じて給食業務を行うことができるものとする。

9 非常災害対策

施設長は、非常災害に備えるため、防災、避難等に関する具体的計画を立てるとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。

4 痴呆性老人対策推進本部報告について

経緯

超高齢化社会の到来を控え、深刻化する痴呆性老人の問題に対処するため、厚生省では昭和61年8月、省内に「痴呆性老人対策推進本部」(本部長：幸田正孝事務次官)を設置するとともに、専門的事項を検討するため省外の有識者で構成する痴呆性老人対策専門委員会(座長：大谷藤郎社会福祉・医療事業団理事)を設置し、総合的な痴呆性老人対策について検討を行い、昭和62年8月26日その結果を報告した。

第1 痴呆性老人について

(1) 痴呆とは

ア. 痴呆とは：脳の後天的な障害により一旦獲得された知能が持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。

イ. 原因別区分：脳血管性痴呆とアルツハイマー型痴呆とが代表的で、我が国においては前者が後者よりも多く、欧米諸国と

は対照的。

(2) 痴呆性老人の症状

ア. 主症状：持続的な知能の低下

イ. 随伴症状：①精神症状、②問題行動、③日常生活動作能力の低下、④身体的疾患などの合併症

(3) 痴呆性老人の出現率と将来推計

ア. 年齢階層別在宅痴呆性老人の出現率

65歳以上	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
4.8%	1.2%	2.7%	4.9%	11.7%	19.9%

(12都道府県市の調査結果に基づく推計。昭和60年ベース)

イ. 在宅痴呆性老人数の将来推計

昭和60年	昭和75年	昭和90年
59万人	112万人	185万人

第2 痴呆性老人を取り巻く現状と課題

(1) 調査研究と発生予防について

- ・ アルツハイマー型痴呆の原因・発生メカニズム等不明な部分が多く、研究が立ち後れている現状にある。
- ・ 脳血管性痴呆については、その原因となる脳卒中の予防・治療対策の確立と推進が望まれている。
- ・ その他、疫学的、社会医学的な実態把握等も含め、必要な研究費を確保し、相互の連絡調整にも十分配慮しつつ、重点的な調査研究を推進していくことが必要。

(2) 在宅における介護について

- ・ 我が国では、現在、大多数の痴呆性老人が家庭で介護されているが、痴呆性老人を介護する者の精神的・身体的負担は極めて大きく、その軽減・解消は、喫緊の課題。

(3) 施設における介護について

- ・ 家庭で介護しきれない痴呆性老人の受入れ施設の確保が必要であるが、基本的には病院、特養、老人保健施設等既存の施設体

系の中で受入れを促進していくこととし、その前提となるマンパワー等を確保することが必要。

- また、精神症状や問題行動が著しい痴呆性老人には、短時間で集中的に専門的医療と手厚い介護を行う専門の病棟を整備していく必要がある。
- (4) 介護の心構えと方法について
- 痴呆性老人には、人間としての尊厳を保てるよう、受容的態度で接するなど、他の要介護老人の場合に比しても特別な配慮が必要。しかし、介護家族や各施設には痴呆性老人に関する知識や処遇のノウハウが不足していることが多い。
 - このため、啓発普及に努める一方、介護方法の確立及び介護技術に関する研修の一層の充実を図る必要がある。

(5) 取組体制について

- 保健・医療・福祉の連携の強化を図るとともに、痴呆性老人を始め高齢者の問題について、一元的、総合的な取組を可能とする組織体制と連携の在り方を検討しなければならない。

第3 痴呆性老人対策の推進

1 調査研究の推進と予防体制の整備

- ① アルツハイマー型痴呆の原因究明等の重点的研究
 - i) アルツハイマー型痴呆の原因の究明、治療方法等に関する研究
 - ii) 脳血管性痴呆の発生子予防、治療方法等に関する研究
 - iii) 痴呆性老人の簡便で正確な診断、スクリーニング方法の開発並びに看護、介護等社会医学、保健福祉に関する研究

② 脳卒中の半減

2 介護家族に対する支援方策の拡充

- ① シルバー110番や保健所等における相談

体制の強化

② デイ・サービス、ショートステイ事業の拡充

③ デイ・ケア等の拡充

3 施設対策の推進

① 症状、程度に応じた施設処遇の基本的な考え方

- 寝たきり等の状態に対する常時の介護 → 特別養護老人ホーム
- 寝たきり等の状態に対するリハビリテーション、看護、介護 → 老人保健施設
- 慢性の身体的疾患に対する一般的医療 → 老人病院
- 急性の身体的疾患に対する一般的医療 → 一般病院
- 精神症状・問題行動に対する精神科医療 → 精神病院

② 痴呆性老人専門治療病棟の整備

③ 国立療養所モデル事業の実施

④ 診療報酬の見直し等

4 その他

① 医師、保健婦、特別養護老人ホーム職員等専門職に対する研修

② 保健、医療、福祉を通じた痴呆性老人対策の総合的推進

③ 痴呆性老人に対する偏見や誤解のない地域社会を創るための普及啓発の推進等

5 国立精神・神経センター精神保健研究所における精神保健技術者研修について

精神保健研究所における研修は、国、地方公共団体、精神衛生法第5条の規定による指定病院等において精神保健の業務に従事する者に対し、必要な知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることを目的とするものであり、昭和63年度における実施計画は次のとおりである。

1 第30回 社会福祉課程

(1) 対象

精神衛生センター、保健所、精神病院等において、精神保健並びに福祉指導に関する業務に従事している者であって、大学において社会福祉学を履修する課程を修めて卒業したもの。

(2) 期間

昭和63年9月13日(火)から昭和63年10月5日(木)まで

(3) 研修主題

地域ケアとソーシャルワークの方法

精神障害者をはじめとして、様々なケアを必要としている老人・児童並びにその家族に対する援助の方法論とネットワークのあり方を学ぶ。講義・事例研究・演習・見学など。

(4) 定員

20名

2 第29回 医学課程

(1) 対象

保健所及び精神病院並びにこれに準ずる施設において、精神医学及び公衆衛生の領域において精神保健の業務に従事している医師

(2) 期間

昭和63年10月18日(火)から昭和63年10月21日(金)まで

(3) 研修主題

精神科薬物療法の現状と展望

最近の精神薬理学的知見を踏まえ、様々な精神障害の薬物療法の理論と実際、及び将来の方向について解説する。

(4) 定員

20名

3 第25回 精神保健指導課程

(1) 対象

精神衛生センター所長、保健所長及び精

神衛生センター等に勤務する医師

(2) 期間

昭和63年6月8日(内)から昭和63年6月10日(金)まで

(3) 研修主題

心の健康

狭く精神医学領域にとどまらず、関連領域からの実情・要望を情報として吸収し、精神保健の現場に反映させる内容とする。

(4) 定員

20名

4 第29回 心理学課程

(1) 対象

精神衛生センター、保健所、精神病院、児童相談所及び精神薄弱者更生相談所等において、精神保健に関する業務に原則として2年以上従事している心理技術者

(2) 期間

昭和64年2月8日(内)から昭和64年3月15日(内)まで

(3) 研修主題

精神保健と心理臨床

精神保健及び心理臨床に関する講義と、心理臨床技術に関する小集団演習

(4) 定員

20名

5 精神科デイ・ケア課程

(1) 対象

精神病院等において、精神科看護に従事している看護婦(士)であって、集団療法、作業指導、レクリエーション活動、生活指導等に2年以上の実務経験を有する者(免許取得後の実務経験が2年以上であること。また、準看護婦(士)は含まないものであること。)

(2) 期間

第38回 昭和63年5月11日(木)から昭和63年5月31日(火)まで

第39回 昭和63年6月17日(金)から昭和63年7月7日(木)まで 福岡

第40回 昭和63年11月9日(木)から昭和63年11月30日(水)まで

第41回 昭和64年1月11日(木)から昭和64年2月1日(水)まで

(3) 研修主題

精神科デイ・ケア

精神保健行政、社会精神医学概論、集団療法、作業療法、地域ケア、老人デイ・ケア、その他デイ・ケア各論についての講義及び実習

(4) 定員

各回40名以内

(5) その他

第39回の研修は、主として九州ブロックの受講者の便を図るため福岡県において実施する予定である。

1980年代初頭まで10年間のヨーロッパの精神科医療サービスの数値的変遷について

〔説明〕

表A、表B、は、WHOヨーロッパ地区事務局がその構成メンバー国の協力のもとに、集めた資料の一部である。ここに掲載した以外のいくつかの資料を含めて、調査データは必ずしもすべてが同じ性質のものではないが、基本的には政府データを主に構成されている。(データにはほぼ児童関係が含まれず、また、精神遅滞関係も通例のようにこの中にはほとんど含まれていない)

このような調査の常として、精神科病床の定義、外来診療の概念などが必ずしも各国で一致していないこと、一般病院精神科病床と精神病院精神科病床以外に、少数ではあるが、他のベッドもあること、さらに、多くの国で、社会サービスとかボランティアベース・個人ベースの施設などが存在し、それらのうちで国のシステムに乗っていないものは数値としては出てこないこと、などの理由から、集計の細部については問題なしとしないが、大筋の把握はなされていると考えられている。

1980年代初頭に至るこの10年間の概観では、千床以上の精神病院の減少、一般病院の精神科の増加、(均一的ではないが)病床数の減少傾向、在院期間の短縮、施設外ケアの増加などが指摘されている。また、今後の10年では、施設外ケアの相当数の増加を予測している。病床の減少については、例えば、イングランドで1984~85年次で79,800床と漸減しているなど減少傾向が引き続き続く見通しのところと、その傾向がうすいところがあるようである。

表示した資料から計算すると、1982年調査(ほとんどが、1981年か1982年のもの)における、同地区の精神科病床数(ただし、一般病院精神科病床と精神病院精神科病床の計で、若干のその他のユニットは除く)は、ソ連を除くヨーロッパ地区構成国全体で人口10万対145、西ヨーロッパ圏で同10万対187、オランダ、スイス、イングランド・ウェールズ、スコットランド、北アイルランド、フランス、西ドイツ、イタリア各国の計では同10万対192

となる。

なお、表A、表B、に合わせた1982年当時のわが国の数値を以下にあげる。

人口10万対精神病院精神科病床198(234,654床)、一般病院精神科病床72(85,414床)、総病床270(320,068)

人口118,693,000人(1982年)、精神科標榜医師

数6,351、人口10万対5.5、総精神科病床数前掲(82年12月末)、補助者を含む総看護スタッフ数55,564(人口10万対47)

(WHO, R.O.Europe, Copenhagen. Mental health services in Europe: 10 years on. 1985. より)

表A. 精神病院精神科病床・一般病院精神科病床・その他の精神科病床別、人口千人対精神科病床

国名	1972年調査				1982年調査			
	精神病院	一般病院	その他	総病床	精神病院	一般病院	その他	総病床
アルジェリア	0.46	0.04	—	0.5	0.33	0.03	—	0.35
オーストリア	1.72	0.07	—	1.79	1.57	0.09	—	1.66
ベルギー	2.75	0.05	—	2.80	2.43	0.09	—	2.53
ブルガリア	0.42	0.08	0.6	1.1	0.83	0.01	—	0.84
チェコスロヴァキア	1.13	0.17	1.0	2.3	1.09	0.18	1.21	2.49
デンマーク	2.14	0.16	0.1	2.4	1.82	0.25	0.22	2.29
フィンランド	4.22	0.18	0.3	4.7	4.01	—	—	4.01
フランス	2.02	0.23	0.28	2.5	1.96	0.31	0.33	2.60
東ドイツ	—	—	—	—	1.80	0.09	—	1.89
西ドイツ	—	—	—	1.8	—	—	—	—
ギリシャ	1.57	0.03	—	1.6	1.54	≒0	0.02	1.56
ハンガリー	0.22	0.64	0.56	1.42	0.29	0.97	0.61	1.87
アイスランド	0.94	0.36	1.1	2.4	0.55	0.30	1.28	2.13
アイルランド	5.73	0.07	—	5.8	3.84	0.07	0.21	4.12
イタリア	—	—	—	2.2	1.41	0.05	0.01	1.46
ルクセンブルグ	3.00	—	0.4	3.4	2.63	0.20	0.18	3.01
マルタ	3.83	0.77	—	4.6	3.09	—	0.37	3.46
モロッコ	0.19	0.01	—	0.2	0.15	0.01	0.01	0.17
オランダ	2.03	0.12	0.73	2.88	1.75	0.14	1.35	3.24
ノルウェイ	2.11	0.21	1.0	3.4	1.53	0.20	1.10	2.83
ポーランド	1.26	0.04	0.3	1.6	1.03	0.07	0.27	1.38
ポルトガル	1.05	0.05	—	1.1	1.08	—	—	1.08
ルーマニア	0.52	0.18	0.1	0.8	0.78	0.24	—	1.02
スペイン	1.48	0.02	—	1.5	1.15	0.09	0.01	1.25
スウェーデン	3.27	0.23	0.85	4.4	2.06	0.45	1.04	3.54
スイス	—	—	0.2	2.9	1.89	—	—	1.89
トルコ	0.15	0.05	—	0.2	0.12	0.03	—	0.15
ソ連	—	—	—	1.1	—	—	—	—
連合王国								
イングランド&ウェールズ	2.66	0.14	—	2.8	1.68	0.21	0.13	2.00
スコットランド	3.70	0.20	0.1	4.0	3.28	0.15	—	3.40
北アイルランド	3.43	0.07	—	3.5	3.07	0.13	0.05	3.25
ユーゴスラヴィア	0.50	0.30	—	0.8	0.50	≒0	—	0.50

表B. 精神科医師数、精神科病床、精神科看護スタッフ数、人口、1982年調査

国名	人口	年	精神科専門医数		精神科病床数		精神科全看護スタッフ数	
			数	10万対	病床数	10万対	数	10万対
アルジェリア	18,336,732	1979	52	0.3	6,480	35	-	-
オーストリア	7,503,300	1978	430	5.7	12,498	167	4,361	58
ベルギー	9,859,000	1981	985	10.0	24,900	253	6,592	67
ブルガリア	8,861,000	1980	373	4.2	7,405	84	1,278	14
チェコスロヴァキア	15,369,271	1982	929	6.0	19,548	127	6,426	42
デンマーク	5,093,000	1978	430	8.4	10,528	207	6,867	135
フィンランド	4,765,000	1979	-	-	19,095	401	-	-
フランス	53,900,000	1981	1,965	3.7	122,050	227	53,450	100
東ドイツ	16,740,000	1979	1,250	7.5	31,626	189	-	-
西ドイツ	61,500,000	1976	-	-	119,750	195	14,312	23
ギリシャ	9,600,000	1981	786	8.2	14,831	155	2,587	27
ハンガリー	10,709,539	1980	480	4.5	12,768	119	3,251	30
アイスランド	229,327	1980	29	12.7	194	85	311	135
アイルランド	3,443,405	1981	231	6.7	13,461	391	7,052	205
イタリア	57,200,000	1981	2,518	4.4	83,220	146	-	-
ルクセンブルグ	400,000	1981	31	7.8	1,131	283	-	-
マルタ	300,000	1981	8	2.6	926	309	263	88
モロッコ	21,800,000	1981	32	0.15	3,410	16	1,055	5
オランダ	14,149,000	1980	329	2.3	26,753	189	10,215	72
ノルウェイ	4,079,498	1980	318	7.8	7,107	173	8,640	210
ポーランド	35,735,000	1980	1,691	4.8	39,490	111	5,542 ^a	16 ^a
ポルトガル	9,867,000	1979	-	-	10,607	108	-	-
ルーマニア	22,400,000	1981	-	-	22,802	102	-	-
スペイン	37,563,898	1982	1,476	3.9	46,483	124	8,091	22
スウェーデン	8,284,437	1978	800	9.7	20,800	251	30,000	362
スイス	6,346,000	1981	-	-	12,011	189	-	-
トルコ	44,000,000	1980	751	1.7	6,617	15	686	2
ソ連	268,000,000	1981	-	-	-	-	-	-
連合王国								
イングランド&ウェールズ	49,011,000	1981	1,176	2.4	91,952	187	54,260	111
イングランド	46,221,000	1981	1,125	2.4	86,617	189	50,788	110
ウェールズ	2,790,000	1981	51	1.8	5,335	191	3,412	124
スコットランド	5,116,000	1981	238	4.6	17,661	343	10,548	205
北アイルランド	1,543,000	1981	61	4.0	4,933	320	2,823	183
ユーゴスラヴィア	22,107,000	1979	-	-	11,068	50	-	-

a 精神病院精神病床のみ

事務局だより

- 1 役員の一部改選が行われ、昭和62年6月1日付で国立精神・神経センター精神保健研究所長になられた藤縄昭先生が会長に就任されました。新会長のもとに益々協議会活動に努めて参りたいと思います。
- 2 昭和63年度の総会は、10月27日(木)に精神保健全国大会の開催が予定されていますので、その

前日10月26日(水)水戸市において開催する予定です。

- 懇話会については、地域における精神保健活動についての事例報告と話し合いの場としたいと考えています。よろしくお願ひ致します。
- 3 事務局では、皆様からの本協議会の運営に参考となるような御意見、その他精神保健に関連する興味ある事例等の投稿をお待ちしています。

昭和63年3月発行

編集・発行 藤縄昭

発行所 〒272 市川市国府台1-7-3

国立精神・神経センター

精神保健研究所内

全国精神衛生連絡協議会

品名	数量	単位	数量		金額	
			数量	単位	金額	単位
小麦	1,234,567	トン	1,234,567	トン	12,345,678	千円
大豆	987,654	トン	987,654	トン	9,876,543	千円
米	5,678,901	トン	5,678,901	トン	56,789,012	千円
雑穀	3,456,789	トン	3,456,789	トン	34,567,890	千円
豆油	2,345,678	トン	2,345,678	トン	23,456,789	千円
豆餅	1,234,567	トン	1,234,567	トン	12,345,678	千円
豆油粕	876,543	トン	876,543	トン	8,765,432	千円
豆餅粕	765,432	トン	765,432	トン	7,654,321	千円
豆油粕粕	654,321	トン	654,321	トン	6,543,210	千円
豆餅粕粕	543,210	トン	543,210	トン	5,432,109	千円
豆油粕粕粕	432,109	トン	432,109	トン	4,321,098	千円
豆餅粕粕粕	321,098	トン	321,098	トン	3,210,987	千円
豆油粕粕粕粕	210,987	トン	210,987	トン	2,109,876	千円
豆餅粕粕粕粕	109,876	トン	109,876	トン	1,098,765	千円
豆油粕粕粕粕粕	98,765	トン	98,765	トン	987,654	千円
豆餅粕粕粕粕粕	87,654	トン	87,654	トン	876,543	千円
豆油粕粕粕粕粕粕	76,543	トン	76,543	トン	765,432	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕	65,432	トン	65,432	トン	654,321	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕	54,321	トン	54,321	トン	543,210	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕	43,210	トン	43,210	トン	432,109	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕	32,109	トン	32,109	トン	321,098	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕	21,098	トン	21,098	トン	210,987	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕	10,987	トン	10,987	トン	109,876	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕	9,876	トン	9,876	トン	98,765	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	8,765	トン	8,765	トン	87,654	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	7,654	トン	7,654	トン	76,543	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	6,543	トン	6,543	トン	65,432	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	5,432	トン	5,432	トン	54,321	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	4,321	トン	4,321	トン	43,210	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	3,210	トン	3,210	トン	32,109	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	2,109	トン	2,109	トン	21,098	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	1,098	トン	1,098	トン	10,987	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	987	トン	987	トン	9,876	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	876	トン	876	トン	8,765	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	765	トン	765	トン	7,654	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	654	トン	654	トン	6,543	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	543	トン	543	トン	5,432	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	432	トン	432	トン	4,321	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	321	トン	321	トン	3,210	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	210	トン	210	トン	2,109	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	109	トン	109	トン	1,098	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	98	トン	98	トン	987	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	87	トン	87	トン	876	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	76	トン	76	トン	765	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	65	トン	65	トン	654	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	54	トン	54	トン	543	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	43	トン	43	トン	432	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	32	トン	32	トン	321	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	21	トン	21	トン	210	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	10	トン	10	トン	109	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	9	トン	9	トン	98	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	8	トン	8	トン	87	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	7	トン	7	トン	76	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	6	トン	6	トン	65	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	5	トン	5	トン	54	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	4	トン	4	トン	43	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	3	トン	3	トン	32	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	2	トン	2	トン	21	千円
豆油粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	1	トン	1	トン	10	千円
豆餅粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕粕	0	トン	0	トン	0	千円

支那の貿易統計 昭和二十一年三月三十一日現在
 支那の貿易統計 昭和二十一年三月三十一日現在
 支那の貿易統計 昭和二十一年三月三十一日現在